

○ 経済産業省
国土交通省 告示 第 号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十三条第一項の規定に基づき、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十八年 経済産業省 国土交通省 告示 第三号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

経済産業大臣 二階 敏博

国土交通大臣 金子 一義

1-1の(4)中「防露性能の確保、換気量の確保」を「気密性の確保、防露性能の確保」に改める。

1-2中「1-3及び1-4」を「1-3」と、「1-5から1-9まで」を「1-4から1-8まで」に改める。

1-3の(1)のロのイ中「、日射遮蔽、結露防止及び気密)」を「及び日射遮蔽」に改める。

1-3の(2)のイのロ中「 K_i 」を「 U_i 」と、「 K_{Li} 」を「 U_{Li} 」と、「 K_{Fi} 」を「 U_{Fi} 」に、「0.5以上であって1-4の(2)で算出される隙間相当面積を勘案した適切な数値」を「原則として0.5」に改め、「

熱回収装置」を備えた換気設備」を「あつては、」を「熱損失係数の算出に当たっては、」を「上で、適切に提言させる」を「数値にする」にする。

「 $Q_{ps} = Q_s + m \cdot \sum (f_i \cdot \tau_i \cdot A_{gi}) \cdot P_{sp}/S - R_0$ 」を「 $Q_{ps} = Q_s \cdot a$ 」とし、「 m 、 f_i 、 τ_i 、 A_{gi} 、 P_{sp} 、 S 及び R_0 」を「及び a 」にする。また、 a の値は、別表第 2 に掲げる地域区分、日射を取り入れる工夫に応じて次の表に掲げる補正係数とする。

a 別表第 2 に掲げる地域の区分、日射を取り入れる工夫に応じて次の表に掲げる補正係数

日射を取り入れる工夫	別表第 2 に掲げる地域の区分		
	(い)	(ろ)	(は)
(i) 及び (iii) に該当する住宅	1.04	1.06	1.10
(i) 及び (v) に該当する住宅			
(i) 及び (iv) に該当する住宅	1.06	1.10	1.15
(i)、(iii) 及び (v) に該当する住宅			
(ii) 及び (iii) に該当する住宅			
(ii) 及び (v) に該当する住宅			
「日射を取り入れる工夫」とは、次の方法をいう。ただし、(i)、(ii) における開口部は、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）4(1)イ又は(2)イに適合するものとする。			

- (i) 真南から東西30°の方位における外気に接する開口部のガラス部分の面積の合計が、住宅の床面積当たり15%以上となるもの
- (ii) 真南から東西30°の方位における外気に接する開口部のガラス部分の面積の合計が、住宅の床面積当たり17.5%以上となるもの
- (iii) 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床の蓄熱に有効な熱容量（単位1度につきキロジュール。以下同じ。）の合計が50以上となるもの
- (iv) 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床の蓄熱に有効な熱容量の合計が100以上となるもの
- (v) 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床以外の蓄熱に有効な熱容量の合計が100以上となるもの

「数値をいう。以下同じ。」
 「なお、当該壁に設置された開口部の上部に、当該壁に接して張り出し寸法1,200mm以上の庇（共用廊下、バルコニー等を含む。）がある場合には、当該開口部の夏期日射侵入率に0.7を乗じた値とすることができる。」

「以下同じ。」

1-4 気密性の確保

室内に直接侵入する隙間風の防止による暖冷房負荷の削減、断熱材の断熱効果の補完及び的確な計画換気の実現のため、気密性の確保のための措置を講じるものとする。

1-6 並行°

1-7 や 1-6 ヲ 1' 1-8 や 1-7 ヲ 1' 1-9 や 1-8 ヲ 1' °

1-10 ④ 母「防露性能の確保、換気量の確保」 や 「気密性の確保、防露性能の確保」 ④ 母 1-10 や 1-9 ヲ 1' °

3-2 母「住宅に設ける」 ④ 母 「定格出力が5.5キロワット以上の」 や ④ 母 °

3-4 母「3-2のただし書きに掲げる」 ④ 母 「延べ面積が5,000㎡以下の住宅に設ける定格出力が5.5キロワット以上の」 や ④ 母 °

4-2 母「住宅に設ける照明設備」 ④ 母 「（主として居住環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられたものに限る。ただし、避難用、救命用その他特殊な目的のための照明設備についてはこの限りではない。以下4において同じ。）」 や ④ 母 °

6-2 母「住宅に設ける昇降機」 ④ 母 「（当該住宅の階数が1以上かつ3以下の場合、当該住宅の階数が4以上かつ15以下でエレベーターの台数が2台以上設置された場合又は当該住宅の階数が16以上でエレベーターの台数が3台以上設置された場合に限る。）」 や ④ 母 °

6-3 母「、当該住宅の階数が4以上かつ15以下でエレベーターの台数が1台の場合又は当該住

宅の階数が16以上でエレベーターの台数が2台以下の場合には1と」を訂正。

○「次の(1)及び(2)に掲げる評価点の合計に」を「次の表に掲げる評価点の合計に」とし、
「(1) エレベーターの制御方式に関する評価点は、措置状況に応じて次の表に掲げる点数とする。」とする。
「(2) エレベーターの設置台数に関する評価点は、当該住宅の回数が4以上かつ15以下でエレベーターの設置台数が1台の場合又は当該住宅の階数が16以上でエレベーターの設置台数が2台以下の場合は10、その他の場合は0とする。」を訂正。

別表第1を次のように改める。

地域の区分	都 道 府 県 名
I	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IV	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県

V	宮崎県、鹿児島県
VI	沖縄県
1	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅰ地域に区分されるものとする。 青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町 岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
2	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅱ地域に区分されるものとする。 北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町 （旧熊石町に限る。）江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧 瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町 宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。） 山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢 市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町 、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、 白鷹町、飯豊町 福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市 （旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村

を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村

栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）

群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）

新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町

山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）

長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾

町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村

3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町

岩手県 宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村

茨城県 土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町

群馬県 高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧

松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）

埼玉県 秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）

東京都 奥多摩町

富山県 富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町

石川県 白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）

福井県 大野市（旧和泉村に限る。）

山梨県 甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、芦川村、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村

岐阜県 中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村

愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）
広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
高知県	いの町（旧本川村に限る。）

4 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、上河内町、河内町、西方町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町

新潟県 新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、荒川町、神林村、山北町、粟島浦村

長野県 清内路村、大鹿村

宮崎県 都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

鹿児島県 伊佐市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、菱刈町、湧水町

5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市（旧波崎町に限る。）

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）

三重県 尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市（旧下関市に限る。）

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町

高知県 高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市

、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、春野町、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）

福岡県 福岡市：博多区、中央区、南区、城南区

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第2を次のように改める。

地域の区分	都道府県名（沖縄県は対象外）
(い)	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県
(ろ)	宮城県、福島県、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県
(は)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
<p>1 次の町村にあっては、上の区分にかかわらず、(い) 地域に区分されるものとする。</p> <p>宮城県 登米市（旧登米町、旧豊里村、旧米山町、旧津山町を除く。）、栗原市、大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町に限る。）、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町</p> <p>福島県 福島市、会津若松市、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧須賀川市を除く。）、喜多方市、二本松市（旧岩代町を除く。）、伊達市（旧伊達町、旧月舘町に限る。）、桑折町、国見町、川俣町、飯野町、大玉村、本宮市（旧本宮町に限る。）、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会</p>	

	津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村会津美里町、西郷村、矢吹町、飯館村
栃木県	日光市（旧栗山村、旧藤原町に限る。）、那須町
群馬県	嬭恋村、草津町、片品村、みなかみ町（旧月夜野町を除く。）
長野県	長野市、松本市（旧奈川村、旧安曇村に限る。）、須坂市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市（旧楢川村に限る。）、安曇野市（旧穂高町、旧掘金村に限る。）、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、下条村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、生坂村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信州新町、信濃町、小川村、中条村、飯綱町、栄村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）
兵庫県	豊岡市、養父市、丹波市（旧氷上町、旧青垣町、旧市島町に限る。）、朝来町、宍粟市、多可町（旧加美町に限る。）、神河町、香美町、新温泉町
和歌山県	田辺市（旧龍神村に限る。）、紀美野町（旧美里町に限る。）、かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町、有田川町（旧清水町に限る。）、日高川町（旧美山村に限る。）

岡山県 津山市（旧津山市を除く。）、新見市、真庭市、美作市（旧勝田町、旧大原町、旧東粟倉村に限る。）、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村
山口県 萩市、長門市、阿武町、阿東町
徳島県 三好市（旧三野町、旧山城町を除く。）
愛媛県 大洲市（旧河辺村に限る。）、久万高原町、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町

2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、（ろ）地域に区分されるものとする。

岩手県 宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市（旧大船渡市に限る。）、久慈市（旧久慈市に限る）、陸前高田市、山田町、田野畑村、普代村、野田村
茨城県 石岡市、常陸太田市（旧水府村・旧里見村に限る）、常陸大宮市（旧山方町、旧美和村に限る。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市（旧真壁町に限る。）、大子町
栃木県 日光市（旧栗山村、旧藤原町を除く。）、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、宇都宮市（旧上河内町に限る。）、塩谷町、那珂川町
群馬県 高崎市（旧倉渕村に限る。）、沼田市、渋川市、（旧赤城村、旧子持村、旧

小野上村に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町（旧中里村に限る。）、中之条町、長野原町、六合村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町（旧月夜野町に限る。）

埼玉県

秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町、神川町（旧神泉村に限る。）

山梨県

甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧高根町、旧長坂町、旧大泉村に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、市川三郷町（旧三珠町に限る。）、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町（旧上九一色村、旧足和田村に限る。）

岐阜県

大垣市（旧上石津町に限る。）、多治見市、関市（旧洞戸村、旧板取村を除く。）、中津川市（旧中津川市、旧虹川村に限る。）、美濃市、瑞浪市、恵那市（旧串原村、旧上矢作町を除く。）、美濃加茂市、土岐市、可児市、山県市（旧美山町を除く。）、本巣市（旧本巣町に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、海津市（旧南濃町に限る。）、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町（旧揖斐川町、旧谷汲村、旧春日村に限る。）、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

静岡県	小山町
愛知県	春日井市、豊田市（旧豊田市、旧稲武町を除く。）、犬山市、小牧市、大口町、扶桑町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	津市（旧芸濃町、旧白山町、旧美杉村に限る。）、松 <u>阪</u> 市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、東員町、菰野町
京都府	京都市（旧京都市に限る。）、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
滋賀県	大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市（旧水口町に限る。）、野洲市、湖南市、東近江市（旧愛東町、旧湖東町を除く。）、安土町、竜王町、愛荘町（旧愛知川町に限る。）、多賀町
奈良県	奈良市（旧奈良市に限る。）、五條市（旧五條市に限る。）、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、曾爾村、御杖村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	海南市（旧海南市に限る。）、橋本市、田辺市（旧本宮町に限る。）、紀の川市、紀美野町（旧野上町に限る。）、岩出町、かつらぎ町（旧かつらぎ町

に限る。）、九度山町、有田川町（旧金屋町に限る。）、日高川町（旧中津村に限る。）

広島県 広島市（旧広島市に限る。）、竹原市、三原市、尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町を除く。）、福山市、府中市（旧府中市に限る。）、大竹市、東広島市（旧黒瀬町を除く。）、廿日市市（旧廿日市市、旧大野町に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧向原町に限る。）、府中町

徳島県 吉野川市（旧鴨島町を除く。）、阿波市（旧市場町、旧阿波町に限る。）、美馬市、三好市（旧三野町、旧山城町に限る。）、つるぎ町、東みよし町

香川県 高松市（旧塩江町、旧香川町、旧香南町に限る。）、丸亀市（旧綾歌町に限る。）、観音寺市、三豊市（旧三野町、旧詫間町、旧仁尾町を除く。）、綾川町、琴平町、まんのう町

高知県 本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町（旧伊野町を除く。）、仁淀川町、越知町、檜原町、津野町（旧東津野村に限る。）

熊本県 八代市（旧泉村に限る。）、菊池市（旧旭志村に限る。）、阿蘇市、美里町（旧砥用町に限る。）、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町、山都町、水上村

大分県 中津市（旧中津市を除く。）、日田市、竹田市（旧久住町を除く。）、宇佐市（旧宇佐市を除く。）、由布市（旧狭間町を除く。）、九重町、玖珠町
宮崎県 五ヶ瀬町

3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、（は）地域に区分されるものとする。

岐阜県 岐阜市、大垣市（旧神石津町を除く。）、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市（旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市（旧南濃町を除く。）、岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、北方町

大阪府 大阪市、堺市、高石市、田尻町

兵庫県 神戸市、姫路市（旧家島町に限る。）、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、南あわじ市、淡路市、播磨町

岡山県 岡山市（旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町を除く。）、倉敷市、玉野市、笠岡市、総社市（旧総社市を除く。）、浅口市、早島町、里庄町

広島県 呉市、尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町に限る。）、東広島市（旧黒瀬町に限る。）、廿日市市（旧宮島町に限る。）、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町

山口県	防府市、下松市、岩国市（旧岩国市、旧由宇町に限る。）、光市、柳井市、周防大島町、和気町、上関町、田布施町、平生町
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市（旧津島町に限る。）、上島町、松前町、伊方町（旧三崎町に限る。）、愛南町
福岡県	大牟田市、久留米市（旧城島町、旧三潞町に限る。）、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町
佐賀県	佐賀市（旧佐賀市、旧諸富町、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町に限る。）、小城市（旧芦刈町に限る。）、神埼市（旧千代田町に限る。）、太良町
長崎県	長崎市、佐世保市（旧佐世保市に限る。）、島原市、諫早市（旧多良見町、旧小長井町に限る。）、対馬市、西海市（旧西彼町を除く。）、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧南串山町に限る。）、南島原市（旧有家町、旧布津町、旧深江町を除く。）、長与町、時津町

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行するものとし、同日前にあつては、なお従前の例による。